

住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書(案)について意見を募集します

川崎市では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和8年1月の稼働を目途に住民記録システムの改修を進めています。改修にあたっては、システムを国が整備するガバメントクラウド上で構築するなど、大きな変更が発生します。

住民記録システムは特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しているため、改修時には特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。このたび、特定個人情報保護評価書の修正案を作成いたしましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 特定個人情報保護評価とは

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づくいわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、業務で特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する際には、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づいて特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。評価書の策定にあたっては、市民の皆さまの御意見を募集し、頂戴した御意見を考慮したうえで、必要に応じて評価書の見直しを行います。

2 募集期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）まで

※持参の場合は、8時30分から正午まで、13時から17時15分までとします

（土・日曜、祝日及び令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）を除く）。

※郵送の場合は、令和6年1月19日（金）付けの消印まで有効とします。

3 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156758.html>）、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナー、川崎市公文書館、川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課（川崎フロンティアビル9

階)

4 意見の提出方法

ファクシミリ、郵送、持参、専用フォームのいずれかの方法で受け付けます。電話や来庁による口頭での受付は行いません。意見書の様式は自由ですが、意見内容のほか、題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号の記載を要します（意見書の内容確認を行う可能性があるため。いただいた個人情報は個人情報保護法に基づき適正に取り扱います）。

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

5 送付先

ファクシミリ、郵送提出時の送付先及び持参先は以下のとおりです。

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2 川崎フロンティアビル 9 階

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

FAX 044-200-3912

【問合せ先】

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 大貫

電話 044-200-2734